

平成30年度 仙北市住宅リフォーム促進事業

住宅改善を促進するとともに、市民の生活環境の向上及び地域経済の活性化、空き家バンク制度の利用促進を図るため、自己の所有する住宅等を市内の事業者を利用してリフォーム工事を行った者に対し補助金を交付します。

タイプ	①一般		②空き家購入（仙北市の空き家バンク登録物件に限る）		
	一般世帯	子育て世帯	仙北市在住世帯 （子育て世帯）	市外からの定住世帯 （一般世帯）	市外からの定住世帯 （子育て世帯）
補助率	補助対象工事費の 5% 限度額10万円 （千円未満切り捨て）	補助対象工事費の 10% 限度額20万円 （千円未満切り捨て）	補助対象工事費の 15% 限度額30万円 （千円未満切り捨て）	補助対象工事費の 15% 限度額30万円 （千円未満切り捨て）	補助対象工事費の 20% 限度額40万円 （千円未満切り捨て）

◎子育て世帯…………… 申請年度に18歳以下の子ども若しくは高等学校に在学する子どもを扶養する世帯

◎空き家購入…………… 平成28年4月1日以降に仙北市の空き家バンク登録物件を購入した方
（空き家バンク登録物件以外のリフォームは、①一般の補助率となります）

◎市外からの定住世帯… 5年以上仙北市外に在住し、仙北市に引き続き5年以上住み続けることを目的に住民登録をして
いる世帯（平成28年4月1日以降に転入された方。完了届提出時に仙北市に転入する方含む）

【補助対象者】

○仙北市民（完了届提出時に仙北市に転入する方含む）で、申請者と同居家族すべてに市税や市諸収入に未納がない者

【対象となる住宅】

○市内に存する自らが居住する専用住宅及び併用住宅並びにこれらに付属する建物（賃貸住宅は除く）

○併用住宅は、専ら居住の用に供する部分のみ

【対象となる工事】

○次に掲げる工事のいずれかであって、当該工事に要する経費（消費税等含む）が50万円以上であること

(1)対象住宅の修繕、補修及び増築、車庫・物置の改修等

(2)屋根の葺き替えや融雪、屋根又は外壁の塗り替え、トイレ・浴室台所改修、模様替えのための工事

(3)(1)(2)の工事に伴い、雑排水及びトイレを下水道施設等へ接続するための工事。ただし、浄化槽本体工事（浄化槽設置整備事業を活用した工事）及び仙北市水洗便所等改造資金融資あっせんを活用した工事は除く

【補助対象外工事】

○倉庫、駐車場、フェンス等の住宅本体以外の工事・住宅用太陽光発電システム工事

○その他、リフォーム工事を伴わないもの

【施工業者】

○市内に事業所を有する法人又は個人であること（下水道施設等への接続工事を含む）

★補助金の交付申請は、同一年度内に1回限りです★

■平成22年度から29年度に本事業を利用された方は、補助を受けたリフォーム等工事箇所・工事内容と異なる工事を申請する場合は対象となります。その場合は、先に受けた補助金と合わせて各タイプの限度額までとする。

（例①一般世帯：H22年度6万円交付。H30年度は4万円まで）

【申込期間】平成30年4月2日～平成30年10月31日（平成31年3月29日までに完了届を提出できる事） 但し、申請の受付は予算の状況により途中で締め切ることがあります。

※秋田県の住宅リフォーム推進事業や介護保険による住宅改修と併用ができます。

※補助金の交付申請は、工事に着手する前にお願いします。

【問い合わせ先】

仙北市役所西木庁舎2F 建設部建設課 都市計画係 TEL0187-43-2295